

事務連絡  
令和8年3月27日

各都道府県地方創生担当部局  
各都道府県市区町村担当部局 御中  
各市区町村地方創生担当部局

内閣官房地域未来戦略本部事務局  
内閣府地方創生推進事務局

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）における  
寄附の基金への積立てについて

平素より、地方創生の推進につきまして、御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。  
令和7年地方分権改革に関する提案募集において、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による寄附額と同額を基金に積立て可能とすることについてご提案をいただいたところ です。

この度、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）に基づき、令和8年4月1日以降、基金への積立てに充てる寄附については、後年度に見込まれる支出額を超える額の積立てを行わないことを前提に、寄附額と同額を積立て可能とし、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」を別添のとおり改正しました。

つきましては、本税制の健全な発展の下で、より一層積極的な活用を図っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

<別添>

地域再生計画認定申請マニュアル（各論）

【新旧対照表】地域再生計画認定申請マニュアル（各論）

内閣官房地域未来戦略本部事務局  
内閣府地方創生推進事務局  
担 当：植田、加賀、三好  
T E L：03-6257-1421（直通）  
e-mail：kigyou-furusato@cas.go.jp